

令和7年度愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、優良な産廃処理業者が産廃処理市場で積極的に支持される資源循環ビジネスの形成確立を目指し、優良産廃処理業者認定制度に基づく優良な産廃処理業者を育成支援するとともに、循環型社会の形成に向けた取組を推進するため、産業廃棄物収集運搬車両の重量計測機器の設置、産廃処理業者人材育成事業、ドローンの購入及び操作等研修、エコアクション21の認証取得及び電子マニフェスト関係機器の導入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の種別等)

第2条 補助金の種別、補助対象事業、補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 優良産廃処理業者認定制度における認定を受けた産業廃棄物処理業者（以下「優良認定業者」という。）であること。
- (2) 優良認定業者になろうとする者であって、補助金の交付の申請をする日の属する年度を含めた3か年度内又は産業廃棄物処理業の許可更新到達期間のいずれか短い期間内に優良認定業者になろうとするものであること。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の種別ごとに交付申請書（様式第1号）に知事が定める書類及び前条第2号に該当する者にあっては、えひめ優良認定チャレンジ宣言書（様式第2号）を添えて、知事に対し提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(指令前着手)

第6条 申請者は、やむを得ない事由により、前条の規定による通知を受ける前に補助金に係る事業に着手する場合は、事前着手届出書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更承認申請書)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）

は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第4号）に知事が定める書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をしようとするとき。

(2) 配分した経費の区分ごとの事業費の20%を超える変更をしようとするとき。

(補助事業の廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ廃止承認申請書（様式第5号）に知事が定める書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る県の会計年度が終了した日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）に知事が定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 知事は、補助金の額を確定したときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により、補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、精算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、概算払請求書（様式第8号）に知事が定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第9号）を備え管理

しなければならない。

- 3 補助事業者は、取得財産等があるときは、第9条に規定する補助事業実績報告書に取得財産等管理明細表（様式第10号）を添付しなければならない。

（財産処分の制限）

第15条 取得財産等のうち、規則第22条第2項第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

- 2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（知事が定める書類の保管）

第16条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、施行日の翌年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、交付決定された補助金については、この要綱の規定は、同日後においても、なお、その効力を有する。

別表（第2条関係）

補助金の種別	補助対象事業	補助対象経費	補助率
1 愛媛県優良産業廃棄物処理業者支援事業費補助金	(1) 産業廃棄物収集運搬車両の重量計測機器の設置	県内に事業所等を有する産廃処理業者が、産業廃棄物収集運搬車両の重量計測機器（トラックスケール、 トラック積載容量計測機器、車載計量機等）の設置（新設・更新・一部改修）に要する経費	1／2以内。 ただし、補助限度額は、新設又は更新については 2,000,000 円とし、一部改修については 1,000,000 円とする。
	(2) 産廃処理業者人材育成事業	<p>ア 県内に事業所等を有する産廃処理業者及び産廃排出事業者の役職員の県外で開催される知事が定める講習会及び研修会への参加に要する経費（旅費（交通費及び宿泊費）及び受講費）。ただし、旅費は、愛媛県職員の旅費に関する条例（昭和28年3月13日条例第6号）の例による金額を限度とする。</p> <p>イ 県内に事業所等を有する産廃処理業者及び産廃排出事業者が自ら産業廃棄物に係る講習会及び研修会を開催するための県外講師招聘に要する謝金及び旅費。ただし、旅費は、愛媛県職員の旅費に関する条例の例による金額を限度とする。</p>	補助対象経費（合計額）の1／2以内。 ただし、補助限度額は、350,000 円とする。
	(3) ドローンの購入及び操作等研修	<p>ア 県内に事業所等を有する産廃処理業者が、ドローンの購入に要する経費</p> <p>イ 県内に事業所等を有する産廃処理業者が、保管中の産業廃棄物や最終処分場における埋立状況などの適正管理確認に係るドローン操作等研修への参加に要する研修・受講費（旅費を除く。）</p>	1／2以内。 ただし、補助限度額は、500,000 円とする。

2 愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成事業費補助金	(1) エコアクション21の認証取得	県内に所在する事業所等を対象組織としてエコアクション21の認証・登録を行う産業廃棄物処理業者が一般財団法人持続性推進機構が定めるエコアクション21認証・登録手続規程に基づき、対象者がエコアクション21審査人に支払う登録審査費用（旅費（交通費及び宿泊費）は除く。）及びエコアクション21中央事務局に支払う認証・登録費用（対象者がその対象組織について最初に受けた認証・登録に係るものに限る。） ただし、補助金申請申込書を提出した日の属する年度内に認証・登録を受けるものに限る。	4／5以内 ただし、補助限度額は、220,000円（認証・登録費用として88,000円、登録審査費用として132,000円）とする。
	(2) 電子マニフェスト関係機器の導入	県内に所在する事業所等を対象組織として電子マニフェストに新たに加入する産業廃棄物処理業者が電子マニフェスト加入のためのパソコン購入経費（工事費を除く。）	1／2以内。 ただし、補助限度額は、100,000円とする。

注1 各補助対象事業に対する補助金申請は、年度内1回までとする。

2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額は除くものとする。

3 各補助対象経費に補助率を乗じた額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

住所
法人名
代表者職氏名

令和7年度愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支援事業費補助金
(事業) 交付申請書

令和7年度において愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支援事業(事業) を下記のとおり実施したいので、令和7年度愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の目的

2. 事業実施計画書

別紙1のとおり

3. 収支予算書

別紙2のとおり

4. 事業完了予定年月日

5. その他

以下、押印を省略する場合のみ記載（押印する場合は記載不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	〇〇支店長 愛媛 太郎 089-〇〇〇-〇〇〇〇
担当者（職氏名・連絡先）	営業課長 松山 太郎 089-〇〇〇-〇〇〇〇

(別紙1)

事業実施計画書

1 事業計画の内容（具体的に）

2 事業計画の概要

事業区分	費目	金額（円）	備考
小計			
小計			
合計			

（注）補助対象経費に、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額は含めないこと。

3 優良産廃処理認定制度の適合基準の達成目標（対象基準と目標年度を記入）

(別紙2)

収支予算書

1 収入の部

	予算額（円）	備考
県補助金		
自己負担		
その他		
合計		

(注) 補助対象経費に、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額は含めないこと。

2 支出の部

	予算額（円）	備考
合計		

(注) 補助対象経費に、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額は含めないこと。

えひめ優良認定チャレンジ宣言書

私たちは、優良産廃処理業者認定制度における認定取得を令和〇年度までに達成するよう努めます。

現在の適合基準達成状況 ※達成項目に「〇」を付ける

	遵法性
	事業の透明性
	環境配慮の取組み
	電子マニフェスト
	財務体質の健全性
	維持管理埋立金の積み立て（最終処分業者）

令和7年 月 日

〇〇〇株式会社

代表取締役 (署名)



資源循環促進税活用事業

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

住所
法人名
代表者職氏名

令和7年度愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支援事業費補助金
(事業) 事前着手届出書

令和 年 月 日付けで申請の令和7年度愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支援事業費補助金に係る事業について、令和7年度年度愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支援事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり届出します。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合（申請内容の一部が認められなかった場合も含む。）においても、異議は申し立てません。

記

補助対象事業	
機器等設置場所	
事前着手の理由	
着手予定予定日	令和 年 月 日

以下、押印を省略する場合のみ記載（押印する場合は記載不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	〇〇支店長 愛媛 太郎 089-〇〇〇-〇〇〇〇
担当者（職氏名・連絡先）	営業課長 松山 太郎 089-〇〇〇-〇〇〇〇

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

住所
法人名
代表者職氏名

令和7年度愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支援事業
(事業) 変更承認申請書

令和 年 月 日付け愛媛県指令7循第 号で、補助金交付決定の通知があつた
令和7年度愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支援事業(事業)
を、下記のとおり変更したいので、令和7年度愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支援事
業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて、その承認を申請します。

記

1. 変更の内容

2. 変更の理由

3. 補助金交付変更額

既交付決定額	金	円也
変更承認申請額	金	円也
差引増減額	金	円也

4. 事業実施計画書

別紙1のとおり ※様式第1号の別紙1を準用すること。

5. 収支予算書

別紙2のとおり ※様式第1号の別紙2を準用すること。

6. 事業完了予定年月日

7. その他

以下、押印を省略する場合のみ記載（押印する場合は記載不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	〇〇支店長 愛媛 太郎 089-〇〇〇-〇〇〇〇
担当者（職氏名・連絡先）	営業課長 松山 太郎 089-〇〇〇-〇〇〇〇

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

住所
法人名
代表者職氏名

令和7年度愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支援事業
(事業) 廃止承認申請書

令和 年 月 日付け愛媛県指令7循第 号で、補助金交付決定の通知があった
令和7年度愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支援事業(事業)
を、下記の理由により廃止したいので、令和7年度愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支
援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

以下、押印を省略する場合のみ記載（押印する場合は記載不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	○○支店長 愛媛 太郎 089-○○○-○○○○
担当者（職氏名・連絡先）	営業課長 松山 太郎 089-○○○-○○○○

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

住所
法人名
代表者職氏名

令和7年度愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支援事業
(事業) 実績報告書

令和 年 月 日付け愛媛県指令7循第 号で、補助金交付決定の通知があった
令和7年度愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支援事業(事業)
について、令和7年度愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支援事業費補助金交付要綱第9
条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業の実績

別紙1のとおり

2. 収支決算書

別紙2のとおり

3. 事業完了年月日

4. その他

以下、押印を省略する場合のみ記載（押印する場合は記載不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	○○支店長 愛媛 太郎 089-○○○-○○○○
担当者（職氏名・連絡先）	営業課長 松山 太郎 089-○○○-○○○○

(別紙1)

事業実績書

1 事業の実績

2 事業実績の概要

事業区分	費目	金額（円）	備考
小計			
小計			
合計			

(注) 補助対象経費に、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額は含めないこと。

(別紙2)

収支決算書

1 収入の部

	決算額（円）	予算額（円）	比較		備考
			増額（円）	減額（円）	
県補助金					
自己負担					
その他					
合計					

(注) 補助対象経費に、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額は含めないこと。

2 支出の部

	決算額（円）	予算額（円）	比較		備考
			増額（円）	減額（円）	
合計					

(注) 補助対象経費に、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額は含めないこと。

様式第7号（第11条関係）

令和7年度愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支援事業費補助金
(事業) 精算払請求書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所
法人名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け愛媛県指令7循第 号で、補助金交付決定の通知があった
令和7年度愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支援事業費補助金(事業)
について、令和7年度愛媛県優良産業廃棄物処理業者支援事業費補助金交付要綱第11条の
規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳	交付決定通知額	金	円也
	概算払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也

以下、押印を省略する場合のみ記載（押印する場合は記載不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	〇〇支店長 愛媛 太郎 089-〇〇〇-〇〇〇〇
担当者（職氏名・連絡先）	営業課長 松山 太郎 089-〇〇〇-〇〇〇〇

様式第8号（第13条第2項関係）

令和7年度愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支援事業費補助金
(事業)概算払請求書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所
法人名
代表者職氏名

令和 年 月 日付け愛媛県指令7循第 号で、補助金交付決定の通知があった
令和7年度愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支援事業費補助金(事業)
について、令和7年度愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支援事業費補助金交付要綱第12
条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳	交付決定通知額	金	円也
	概算払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也
残	額	金	円也

以下、押印を省略する場合のみ記載（押印する場合は記載不要）

本件責任者（職氏名・連絡先）	〇〇支店長 愛媛 太郎 089-〇〇〇-〇〇〇〇
担当者（職氏名・連絡先）	営業課長 松山 太郎 089-〇〇〇-〇〇〇〇

様式第9号（第14条第2項関係）

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、規則第22条第2項第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格効の単価が本交付要綱第15条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）及び（イ）に掲げるものの従物、（エ）機械及び重要な器具とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第10号（第14条第3項関係）

取得財産等管理明細表

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、規則第22条第2項第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格効の単価が本交付要綱第15条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）及び（イ）に掲げるものの従物、（エ）機械及び重要な器具とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。